

別表第2 (第10条関係)

## 就学援助費の額

支給額 就学援助種類		第2条第2号に該当する者				第2条第1号に該当する者	
		小学校		中学校			
		第1学年	第2～6学年	第1学年	第2・3学年		
学用品・通学用品費	年額	11,630	13,900	22,730	25,000	生活保護費から支給	
	第1期(4・5・6月分)	3,170	3,800	6,210	6,820		
	第2期(7・9・10・11月分)	4,230	5,050	8,260	9,090		
	第3期(12・1・2・3月分)	4,230	5,050	8,260	9,090		
	月額	1か月分	1,060	1,260	2,070		2,270
		2か月分	2,120	2,520	4,140		4,540
		3か月分	3,170	3,800	6,210		6,820
		4か月分	4,230	5,050	8,260		9,090
新入学児童生徒学用品費		54,060		60,000			
学校給食費		<p>学校給食費として市長又は校長が保護者から徴収する額。ただし、児童生徒1人当たりの月額額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 小学校 4,300円</p> <p>(2) 中学校 4,500円</p>					
通学費		<p>小学校に在学する児童にあつては4キロメートル以上、中学校に在学する生徒にあつては6キロメートル以上通学する場合に利用する交通機関の定期乗車券の購入費。ただし、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項(同令第6条において準用する場合を含む。)の規定により指定された学校(同令第8条の規定により変更されたものを除く。)に通学する場合に限る。</p>					
校外活動費		市長が適当と認める額					
宿泊学習費		市長が適当と認める額					
修学旅行費		市長が適当と認める額(市立以外の小学校にあつては22,000円、市立以外の中学校にあつては80,000円を限度とする。)					
医療費		学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療のための医療に要した費用					
クラブ活動費		クラブ活動(課外の部活動を含む。)の実施に必要な用具(児童生徒が個々に用意することとされているものに限る。)購入費、活動費等の経費のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては2,760円、中学校にあつては30,150円を限度とする。					
生徒会費		生徒会費(児童会費、学級費及びクラス会費を含む。)のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては4,650円、中学校にあつては5,550円を限度とする。					
PTA会費		学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する経費のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては3,450円、中学校にあつては4,260円を限度とする。					
卒業アルバム代等		通常作成する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費。ただし、小学校にあつては11,000円、中学校にあつては8,800円を限度とする。					
オンライン学習通信費		ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材と指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される月について月額1,200円。ただし、年額14,000円を限度とする。					

備考 この表において「小学校」とは小学校及び義務教育学校の前期課程を、「中学校」とは中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。